

社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会 事務局規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会定款第34条に規定する事務局の設置については、この規程の定めるところによる。

(事務局)

第2条 事務局の業務処理のため、次の部門を置く。

- (1) 総務課
- (2) 地域福祉推進課
- (3) 福祉サービス利用支援課

(職員)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 課長 3人
- (3) 主事 若干人

2 前項各号のほか、必要に応じ嘱託、臨時職員及び非常勤職員を置くことができる。

(職務)

第4条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、事務局職員を指揮監督する。
- (2) 課長は、事務局長の命を受け、所轄の職務を掌理し、指揮するとともに事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ事務局長の指名した課長が順次にその職務を代理する。
- (3) 主事、嘱託職員、臨時職員及び非常勤職員は、上司の命を受け、所轄の職務に従事する。

(事務分掌)

第5条 第2条に定める部門の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 総務課
 - ア人事・会計管理に関する事項
 - イ定款、諸規程に関する事項
 - ウ理事会・評議員会の運営に関する事項
 - エ会員に関する事項
 - オ共同募金運動に関する事項

カその他、法人経営に関する必要な事項

(2) 地域福祉推進課

ア地域福祉に関する事項

イボランティア活動や育成に関する事項

ウ地域見守りに関する事項

エ関係機関団体との連絡調整に関する事項

オその他、地域福祉活動推進に関する必要な事項

(3) 福祉サービス利用支援課

ア法人後見・市民後見等に関する事項

イ地域福祉権利擁護センターの運営に関する事項

ウ生活福祉資金貸付に関する事項

エその他、福祉サービス利用支援に関する必要な事項

(職員の任免)

第6条 事務局職員の任免は、会長がこれを行う。

(事務処理)

第7条 事務処理に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附則（平成7年12月15日）

この規程は、平成7年12月15日から施行する。

附則（平成13年4月1日）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成14年4月1日）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成16年4月1日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月28日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成25年5月27日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。